

## 経営事項審査改正の動向 ① 経営事項審査改正の概要

### はじめに

現在、国土交通省の中央建設業審議会において、経営事項審査制度の改正が検討されています。

今月から数回にわたり、平成 19 年 6 月 13 日付で公表された「経営事項審査の改正について」(経営事項審査改正専門部会取りまとめ)を中心とした同審議会公表の資料をもとに、経営事項審査改正の動向を探って参りたいと思います。

第一回目の今回は、「経営事項審査の改正のポイント」としてまとめられた資料をもとに、改正の全体像を俯瞰したいと思います。

なお、国土交通省中央建設業審議会の公表資料は、以下のホームページアドレスにありますので、各自参照してください。

[http://www.mlit.go.jp/singikai/kensetsugyou/kensetsugyou\\_.html](http://www.mlit.go.jp/singikai/kensetsugyou/kensetsugyou_.html)

いつものとおり、意見に亙る部分は私見でありますので、あらかじめご了承ください。

### 1. 改正の目的

- (1) 公共工事の企業評価における共通の物差しとして、公正で実態に則した評価基準の確立
- (2) 生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価・後押し

### 2. 改正の骨子

#### (1) 評価項目及び基準の見直し

##### ① 完工高、利益、自己資本をバランス良く加味した規模評価(X1,X2)

- ・ 完工高(X1)のウェイトを引下げ
- ・ X2 として、利益額(EBITDA)、自己資本額を評価

##### ② 企業実態を的確に反映した経営状況評価(Y)

- ・ 負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性、絶対的力量を評価できる 8 指標による新たな評価体系
- ・ 企業実態に即した評点分布となるよう分布を見直し

##### ③ より的確な技術力評価(Z)

- ・ 新たに元請完工高を評価
- ・ 技術力(Z)のウェイトを引き上げ
- ・ 基幹技能者を優遇評価
- ・ 1人の技術者を複数業種で重複カウントするこ

とを制限(1人2業種まで)

#### ④ 社会的責任の果たし方によって差のつく評価(W)

- ・ 加点・減点の幅を拡大するとともに、W全体の評点を引き上げ
- ・ 建設業法に基づく行政処分を評価対象に追加
- ・ 経理の信頼性向上の取組み(会計監査人の設置等)を評価

### (2) 虚偽申請防止の徹底

#### ① 虚偽申請を行にくい制度設計

- ・ 会計監査人、会計参与の設置を評価
- ・ 財務諸表のチェックマニュアル等により審査基準を客観化

#### ② 虚偽申請に対するペナルティ強化

- ・ 営業停止期間を拡大

### (3) 企業形態の多様化への的確な対応

#### ① 経営状況の連結評価

- ・ 連結財務諸表作成義務のある会社は、経営状況を連結決算で評価

#### ② 新たな企業集団評価制度の創設

- ・ 連結子会社である会社の財務状況も連結決算で評価

### (4) その他

#### ① 経営事項審査の活用

- ・ 地方自治体が主観的事項の審査を導入するためのマニュアルを作成
- ・ 入札参加資格審査や総合評価において経営事項審査の結果を活用

#### ② 申請負担の軽減

- ・ 提出書類を見直し、申請負担を軽減

### 3. おわりに

経営事項審査改正のポイントは、上記のとおりであり、制度全般にわたる抜本的な改正であるといつてよいかと思います。

これらの改正は、平成 20 年度に審査する経営事項審査から適用することとされています。

次回以降、評価項目及び基準の見直しを中心に具体的な改正内容を検討してまいります。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)